

市議第5号

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく  
補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）  
第14条の規定により提出します。

平成29年9月27日提出

提出者	各務原市議会議員	大竹大輔
賛成者	〃	坂澤博光
賛成者	〃	横山富士雄
賛成者	〃	川嶋一生
賛成者	〃	池戸一成
賛成者	〃	川瀬勝秀

各務原市議会議長 岡部秀夫 様

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく  
補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、市民の安全・安心な暮らし、地域の発展や経済社会活動を支える重要な社会基盤であるとともに、災害時には市民の生命を守るライフラインとして必要不可欠なものである。

本市は、中央部を東西に国道21号、J R 高山本線、名古屋鉄道各務原線が近接して貫いており、これらの主要交通軸を中心に生活圏が形成されているが、都市化に伴いこれら主要交通軸に接続する南北方向の幹線道路の早期整備が期待されており、また老朽化対策、通学路の交通安全対策等、安全・安心で円滑な交通を確保する道路整備は急務であり、整備事業に係る持続的かつ安定的な財源の確保は極めて重要となっている。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業等の補助率等のかさ上げが平成29年度までの時限措置となっており、道路財特法によるかさ上げ措置の廃止は、補助事業を活用する地方において財政負担をもたらし、道路整備事業に遅滞を招くこととなる。

よって、国においては、道路整備を引き続き推進するため、長期的かつ安定的な道路関係予算の確保はもとより、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9 月27日

岐阜県各務原市議会

衆参両議院議長  
各関係行政庁 宛

市議第6号

国民健康保険制度都道府県化に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）  
第14条の規定により提出します。

平成29年9月27日提出

提出者	各務原市議会議員	波多野こうめ
賛成者	〃	古川明美
賛成者	〃	杉山元則
賛成者	〃	永治明子

各務原市議会議長 岡部秀夫 様

## 国民健康保険制度都道府県化に関する意見書

国民健康保険は、被用者保険等に加入できない全ての国民が加入する医療保険であり、国民皆保険の最後のとりででもあります。

しかし、加入者は低所得者や高齢者が多いため支払い能力を超えた高い保険料（税）や地方自治体における厳しい国保財政など、構造的問題が深刻化しています。

この根本的問題は、国庫負担が引き下げられてきたことにあります。市町村においては、一般会計からの繰り入れや減免制度など独自の取り組みを進めてきましたが、国民健康保険法第1条で国保は「社会保障」に寄与する制度と明確に規定されているように、国が財政的責任を持つべきです。

現在、県と市町村においては平成30年度より都道府県事業に移行するため議論が続けられていますが、国が新制度移行に伴って投入する3400億円は、これまで市町村が独自に行ってきた一般会計法定外繰り入れ総額よりも少なく（平成25年度）、高い保険料や構造的矛盾が解消される見通しはありません。

よって、県におかれては、国保法第1条「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」にふさわしくなるよう、以下の事項の実施を強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

- 1、高すぎる保険料を引き下げ払える保険料にするため、国の責任で予算を確保するよう国へ要望してください。
- 2、8月末に国へ報告した3回目の「納付金・標準保険料率」の試算について、早急に結果を公表し、市町村や県民に対し説明会を開催してください。
- 3、来年度からの納付金や運営方針をいまだに明らかにされず、議論も尽くされておられません。市町村では予算編成時期を迎えており混乱が生じております。平成30年度からの新制度移行を先送りするように、国へ要望してください。

平成29年9月27日

岐阜県各務原市議会

岐阜県議会議長

岐阜県知事 宛

市議第7号

「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）  
第14条の規定により提出します。

平成29年9月27日提出

提出者	各務原市議会議員	大竹大輔
賛成者	〃	坂澤博光
賛成者	〃	横山富士雄
賛成者	〃	川嶋一生
賛成者	〃	池戸一成
賛成者	〃	川瀬勝秀

各務原市議会議長 岡部秀夫 様

## 「全国森林環境税」の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・高齢者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

### 記

1. 森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかり、市町村が継続的に森林の整備・保全に取り組むことができるよう、安定財源の確保に向け「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。
2. 創設に当たっては、岐阜県他、各府県で導入されている独自の森林環境税制度とのすみ分けについて明確化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月27日

岐阜県各務原市議会

衆参両議院議長

各関係行政庁 宛